

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	18-3	担当課	子育て支援課
法令名	母子及び父子並びに寡婦福祉法	根拠条項	31の10	不利益処分の種類	父子家庭自立支援給付金受給者に対する不正利得の徴収		
○母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年七月一日法律第二百二十九号） （父子家庭自立支援給付金） 第三十一条の十 第三十一条から第三十一条の四までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第三十一条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第一号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第二号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第三十一条の二中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第三十一条の三及び第三十一条の四中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。 （不正利得の徴収） 第三十一条の二 偽りその他の不正の手段により母子家庭自立支援給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。							